

# HOKKAIDOブランド海外展開促進事業委託業務 企画提案指示書

## 1 目的

新たな分野の北海道ブランドを発掘して効果的な発信を行うとともに、食や観光と連動した売り込みを行うことにより、新たな道産品の販路拡大を促進し、北海道ブランドを活用した取組の裾野の拡大を図る。

## 2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

## 3 委託期間

契約締結の日から平成29年3月24日（金）まで

## 4 委託業務の内容

### （1）新たな分野の道産品の発掘

① 幅広い分野での道産品の販路拡大を推進するため、新たな分野（工芸品、インテリア・家具、化粧品など道産食品以外の分野に限る。）の道産品を掘り起こし、シーズ集を作成すること。（掘り起こしにあたっては、道内5振興局地域以上の地域で20種類以上の商品の掘り起こしを行うこと。）

② ①の道産品について、対象国の市場におけるニーズやターゲット層、販売方法などのほか、現地バイヤーや現地百貨店等の販売先について、調査を実施すること。

なお、本事業において対象国はシンガポールとする。

### （2）効果的な発信方法の検討及び発信媒体の制作

本事業では、新たな分野の道産品のブランド価値の向上に向け、発信媒体等により効果的に商品イメージやブランドイメージを発信していくことを目的としており、より効果的な発信方法や内容の検討を行うため、外国人や関係企業等を構成員とする検討委員会を設置し、外国人目線や販売実務経験者・企業等の意見を取り入れた検討を行うとともに、検討結果を踏まえ、次に掲げる発信媒体を制作するものとする。

①商品イメージや北海道ブランドを効果的に紹介する映像

②商品イメージや北海道ブランドを発信していくための啓発資材

（啓発グッズ×500個以上、ポスター×200枚以上、リーフレット×500枚以上等）

③インターネットやSNS等を使って商品等を発信していくためのWEBコンテンツ

### （3）新たな分野の道産品の売り込み

#### （ア）ブランド価値の向上を図る販売・展示の実施

新たな分野の道産品の販売を促進するため、次に掲げるフェア・展示会等において、

（1）の①で掘り起こしを行った商品のテスト販売を実施するものとする。

なお、テスト販売の実施にあたっては、（2）に掲げる発信媒体を活用するほか、商品のブランド力の向上を図る演出を行うとともに、商品イメージと北海道ブランドの相乗的な価値の向上や消費者への浸透を狙った展示を行うこと。

①シンガポールで開催されるフェア等へ出展し、展示販売を行うこと（ただし、出展するフェアの内容や場所については、あらかじめ道と協議するものとする。）

②シンガポールの百貨店等の店舗において、一定期間、展示会等を開催すること。（期間については、道及び開催する店舗等と協議した期間とする。）

(イ) (ア) に掲げるフェア・展示会等への出展・開催にあたり、次に掲げる事項を実施するものとする。

- ①テスト販売を行う商品の輸送を行い、合わせて物流ルートの検証及び開拓を行うこと。
  - ②新たな分野の商品を効果的に販売するためのフェア・展示会場を確保すること。
  - ③フェア・展示会等において、(1) の(イ) で制作した媒体を活用した発信を行うとともに、会場において、商品イメージや北海道ブランドを効果的に発信する装飾や演出を行うこと。
  - ④商品イメージや北海道の魅力を理解する1名以上の企画担当者及び2名以上の販売員を配置し、企画担当者による会場での効果的な演出や、販売員による消費者への商品紹介や説明を行うことにより、商品イメージやブランド価値の浸透につなげること。
- なお、会場には通訳者を1名以上配置すること。

(4) テスト販売における販売状況や効果の検証

新たな分野の道産品の販売促進に向けた課題を検証するため、(3) に掲げるフェア・展示会等での販売状況やマーケティング分析を行うほか、アンケート調査を実施すること。

(5) 成果報告会の開催

(1) ~ (4) での取組の成果について、道内企業等を対象とした報告会を開催すること。

(6) 報告書の作成

上記(1) から(5) の実施結果について実績報告書を提出すること。  
・事業報告書：CD-R 1枚、紙媒体10部（道庁事務局向け）

## 5 プロポーザル参加の資格要件

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）または単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

- ①道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ③地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ④道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- ⑤暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
- ⑥暴力団関係事業者等でないこと。
- ⑦次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - ウ 消費税及び地方消費税
- ⑧コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

## 6 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

### (1) 事業者の適格性

- ① 海外におけるマーケティング等の調査業務やコンサルティング業務の経験を有すること。
- ② 海外に向けた映像制作やIT発信の実績を有すること。
- ③ 海外における物産展、フェア、展示会等の企画・運営実績があること。

### (2) 企画提案の適合性

- ① 対象品目については、道内の地域性を反映した商品を発掘するものとし、商品イメージや商品紹介、商品の説明などが、わかりやすいシーズ集を作成すること。
- ② 検討委員会の委員の選定に際しては、消費者目線に立った分析ができる外国人や、消費者心理を熟知する販売実務経験者・企業等を選定すること。また、検討委員に対し、効果的な発信方法やアイデアをしっかりと提案させ、魅力的な発信媒体の制作につなげること。
- ③ 発信媒体の制作にあたっては、商品の開発に至った経過や背景、また、材料の産地、由来、商品の製造過程等、そのバックグラウンドが消費者に理解されるようなブランドストーリーを交えた映像を制作すること。また、各分野が有する北海道ブランド（文化、歴史、地域資源等）を有機的に連携させて、効果的に発信できる啓発グッズやコンテンツを制作するとともに、幅広いターゲット層に訴求性のあるウェブコンテンツを制作すること。
- ④ 物流の輸送に関して、安価で効率的なルートを開拓し、継続的な物流ルートの構築につなげることができること。
- ⑤ (1)の(イ)で制作した媒体の効果的な発信に加えて、会場演出などの要素を相乗的に組み合わせることで、商品イメージの向上や北海道ブランドを有機的に連動させた発信ができること。
- ⑥ 企画担当者や販売員が会場演出や商品紹介・説明を行うにあたり、消費者により効果的に伝える工夫がなされていること。
- ⑦ 分析力の高い販売状況の検証やマーケティング調査、アンケート調査を行うとともに、海外展開に向けたコスト分析等について具体的な検証ができること。
- ⑧ 報告書は見やすく創意工夫されたものであること。

## 7 業務上の留意事項

- (1) 受託者決定後、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。
- (2) 道は受託者に対して必要な資料等について、可能な範囲で提供する。

## 8 予算上限額（消費税を含む）

13,385千円

## 9 応募手続

### (1) 参加表明書の提出

ア 提出部数

1部

イ 提出期限

平成28年9月14日（水）午後5時00分（必着）

ウ 提出場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部経済企画局国際経済室経済交流グループ

電話 011-204-5342

担当 小笠原

エ 提出方法

持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

(2) 企画提案書の提出

ア 提出部数

9部（1部は提案者名を記載したもの。残り8部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること）

イ 提出期限

平成28年9月27日（火）午後5時30分（必着）

ウ 提出場所

（1）ウに同じ

エ 提出方法

持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

10 その他

(1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

事前に不参加を決定した場合は、9月26日（月）午後3時までに上記9（1）ウの担当窓口へ連絡すること。

(4) 本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 関連情報を収集するための窓口

9（1）ウに同じ

(8) プロポーザルに関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。

ただし、提出者が5者を超えるときには、書類選考を行う場合がある。

(9) 審査結果及び特定者名

公表する。